

市の財政状況

財政健全化に向けた具体的方策

○具体的方策全体の効果（目標）額

年度	効果額	年度	H19計画 目標額	H20計画 効果(目標)額
H17	約0.4億円	H20	約7.9億円	約9.5億円
H18	約2.7億円	H21	約7.2億円	約5.6億円
H19	約4.3億円	H22	約5.3億円	約6.2億円
合計	約7.4億円	合計	約20.4億円	約21.3億円

○平成20年度以降の主な具体的方策：（ ）内はH20計画効果（目標）額

- (1) 投資的事業の抑制（約8.3億円）**
 - ・事業計画の見直し（事業の延期・縮小・廃止、事業費の平準化）など
- (2) 公営企業会計繰出金の抑制（約4.5億円）**
 - ・病院再編などによる経営改善、下水道事業資本費平準化債の活用など
- (3) 公債費等の抑制（約1.6億円）**
 - ・公的資金補償金免除繰上償還制度の活用、民間資金の繰上償還など
- (4) 人件費の抑制（約1.9億円）**
 - ・職員数の削減（普通会計等職員数・H17：436人→H20：416人→H22：405人）、特別職の給料カットの上乗せ、管理職手当のカットなど
- (5) 事務事業及び内部管理経費の見直し（約3.6億円）**
 - ・事務事業評価による見直し、施設の統廃合・民営化・指定管理者制度導入など
- (6) 各種補助金等の見直し（約0.6億円）**
 - ・各種団体活動補助金の見直し、単市給付事業の見直しなど
- (7) 受益者負担の適正化（約0.4億円）**
 - ・使用料などの見直し（施設使用料、保育料の見直しなど）
- (8) 市税徴収率の向上**
- (9) その他の収入の確保（約0.4億円）**
 - ・遊休未利用地の積極的な処分、企業広告料の新設、ふるさと納税制度の活用など

健全化に取り組むと

財政運営適正化計画による具体的方策を目標どおり実施した場合でも、平成25年度までは全ての財源不足の解消ができないため、基金の取り崩しにより収支の均衡を図る必要があり、わずかな財政調

整基金を保ちながらの財政運営を続けなければなりません。また、平成29年度には再び基金の取り崩しをせざるを得ない状況となります。これは、職員数の削減、事務事業の見直し、公債費負担の適正化などにより経常経費は大きく減少する一方で、少子高齢化対策に伴

財政用語説明

○市の会計

市の会計は基本的な経費を経理する一般会計と、下水道や国民健康保険など特定の事業を経理する特別会計、病院事業や水道事業を経理する事業会計から成り立っています。ただし、市の財政状況を見る場合は、一般行政部門に関する「普通会計」と、病院事業や水道事業などに関する「公営企業会計」とに区分するのが一般的です。本市の「普通会計」は、一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・公共用地先行取得事業特別会計を指します。また、普通会計以外の会計をまとめて「公営事業会計」といいます。

○地方交付税

地方が全国の一定の水準で行政運営ができるよう国から交付されるもので、一定の計算で金額が決まる普通交付税と、災害などの特殊な事情に応じて金額が決まる特別交付税があります。

○臨時財政対策債

地方交付税の削減による地方の財源不足を補填するため特例的に認められる市債で、この元利償還金の全額は普通交付税の算定の積算基礎に算入されず。

○財政健全化法

財政の健全性に関する比率の公表を設け、健全化判断比率以上の場合には財政の早期健全化（財政健全化団体）及び財政の再生（財政再生団体）並びに公営企業の経営の健全化（経営健全化団体）を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実

基金残高の推移（財政運営適正化計画）



う社会保障費が年々増加し、下水道事業については事業費の平準化など健全化策を実施しても、今までの積極的な整備に伴う多額の市債発行の影響で、後年度の償還金に伴う繰出金が大きく増加することが主な要因となっています。余裕のある財政運営を行うためには、計画を上回る取り組みを行い、財源不足の解消を図らなければなりません。市債発行の抑制効果は、取り組

公債費負担の適正化

本市は平成18年度決算における実質公債費比率で、19・5%と基準である18%を超え、市債発行に準ずることで減少することになります。この結果、平成29年度には市債残高は、平成15年度の水準、公債費は平成13年度以降最も低い水準まで減少することになります。

みの数年後に現れるため、公債費は平成21年度がピークで、平成26年度までは高い水準で推移します。この結果、平成29年度には市債残高は、平成15年度の水準、公債費は平成13年度以降最も低い水準まで減少することになります。

市債残高・公債費の推移（財政運営適正化計画）



公営事業会計への繰出額・公営事業会計の市債残高の推移（財政運営適正化計画）



ついて許可が必要となったことから、実質公債費負担の適正な管理を計画的に行うため、「公債費負担適正化計画」を策定し、国の管理のもと計画範囲内で事業を実施することになっています。この計画は、財政運営適正化計画から公債費部分について抜き出したもので、計画期間は、平成19年度から平成28年度の10年間としていきます。

施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化に資することを目的とするものです。

○健全化判断比率
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。いずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

○実質赤字比率
一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の経常的一般財源の標準規模を示すもの）に対する比率です。本市においては、13・36%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

○連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。本市においては、18・36%以上で財政健全化団体に、40%以上で財政再生団体となります。

○実質公債費比率
公債費と準元利償還金（公営企業への繰出金のうち元利償還金へ充てられたものなど）との合算から地方交付税で措置される公債費などを差し引いた値の一般財源に占める割合で、過去3カ年の平均で表し、18%を超えると市債発行に際しての許可が必要となります。25%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となります。

○将来負担比率
普通会計の市債残高に加えて将来にわたる公営企業や一部事務組合、債務